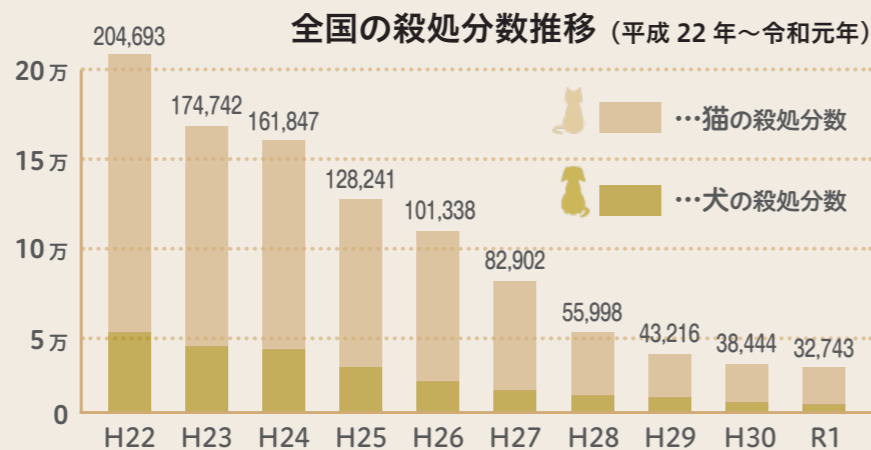


殺処分数は全国的に減少していますが、それでも年間3万頭以上の犬や猫が殺処分されています。動物愛護法の改正で安易な引取り依頼を拒否できるようになったことも減少の要因と考えられます。県内の殺処分数も同様に減少していますが、令和元年度は猫だけでも948頭が殺処分。引取られた猫の7割以上は生後3か月未満の子猫です。



**県内での譲渡率は毎年上昇している**

鹿児島県動物愛護センターでは収容数の減少で譲渡数は減っていますが、「譲渡率」は年々上昇中。譲渡会や講習会、命の授業など啓発活動にも力を入れ、犬は74.7% (404頭)、猫は34.1% (494頭) と、新しい飼い主に家族の一員として迎えられています。



**今年6月1日から変わりました  
改正動物愛護法が施行**

生後56日以下の子犬や子猫の販売を原則禁止する「8週齢規制」を定めた、改正動物愛護法が6月1日に施行されました。ペットショップなど販売者にとっては、子犬や子猫の方が人気が高いため売りがやすく、エサ代や管理費など飼育コスト面でも優位。一方、早い段階で親元から離すとエサを食べなかったり、ほえ癖やかみ癖がついたりするなど問題行動も多くなると言われています。今回の法改正により、飼育放棄が少しでも減ることが期待されます。



年間3万頭以上の犬と猫が殺処分される現状から問われる責任を考える

**特集 「名前」を付けたその日から向き合う**

# 命の重みと責任

犬や猫に名前を付けた日。それは命の重みと向き合い、最後まで責任を持つ日です。しかし日本では、年間3万頭以上もの犬や猫が人間の手によって殺処分されています。大切にすると飼ひ始め、家族として迎えたはずなのに、いつのまにか人間の身勝手な理由で放棄された命——。私たちはあらためて向き合う必要があります。

**犬・猫の引き取り状況の割合 (令和元年度) 環境省**

- …やむを得ない理由で飼い主から引き取られる ▶16%
- …迷子や捨てられたなど飼い主が不明 ▶84%



**引き取り理由の  
8割は飼い主不明**

保健所で引き取られる犬や猫は年間8万頭を超えます。その割合は8割以上が迷子や捨てられたなど「飼い主不明」がほとんど。2013年の法改正で終生飼養が明示され、身勝手な理由での引き取りは減少していますが、望まれない出産で生まれ遺棄された猫など、約7万頭が飼い主不明で引き取られています。

**年間3万頭以上が殺処分される現状——  
その多くは生まれたばかりの小さな命。**

全国で8万5千頭以上。令和元年度に犬と猫、合わせて保健所に引き取られた数です。そのうち約7万頭、8割以上は所有者が不明。つまり生まれてすぐに捨てられたり、迷子になって収容されたケースの犬や猫たちです。この時点で治る見込みのない病気やケガ、人間に慣れず攻撃性があると判断された場合、殺処分されてしまいます。過去10年の殺処分数推移を見ると、その数は年々減少していますが、これは2013年に改正された動物愛護法が大きく影響しています。命を終えるまで適正に飼養する終生飼養が明示され、「引越すため」「ペットが年老いたから」「飽きた」など、身勝手な理由で無責任な引き取り依頼は拒否できるようになりました。

家族の一員として迎え、愛情を注いで育てた犬や猫の飼育を放棄する背景のひとつに、安易な購入があります。子どもが欲しがったり、寂しさを紛らわすため、可愛いからと飼ってみたら想像以上の手間——。

当たり前の話ですが生きていく以上エサも食べればフンもします。犬なら朝晩の散歩に、病気やケガをしたらもちろん医療費もかかるのです。

**改正動物愛護法が6月から施行  
そこから見えてきた「責任」**

今月から改正動物愛護法が施行され、生後56日以下の子猫や子犬の販売が原則禁止されました。子猫の場合、生後2か月頃まで固形のエサを食べることができません。飼育する場合は昼夜関係なく2時間おきにミルクをあげる必要があります。知識や理解のない飼い主は「もう飼いたくない」という感情につながってしまいます。また、生後すぐに親から離すことで吠え癖など問題行動も増え、遺棄される危険性も高くなります。

1匹でも収容される犬や猫を減らしたいという思いが込められた今回の新基準。飼っていない自分には関係ない話。果たしてそうでしょうか。1万年以上も人間のパートナーとして存在する犬と猫。人間が小さな命を奪う殺処分は、社会全体が抱える大きな問題です。今月は、私たちに問われる「責任」を特集しました。